

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	南丹市美山町 深見八杉	10番1	300	い	保安林	0.10	スギ	49					
2	同上	26	300	と	保安林	0.11	スギ	47					
3	同上	27	300	と	保安林	0.22	スギ	67-70					
4									以下余白				
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意し、下記の事項について確認しました。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所（同上）

南丹市長 西村良平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上）

【確認事項】

- （1） 経営管理権集積計画が定められた後、乙（南丹市）が選定した林業経営者（林業事業体）に経営管理実施権が設定され、林業経営者（林業事業体）が経営管理を実施する可能性があること。
- （2） 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売に要する経費を控除してなお利益がある場合、林業経営者（林業事業体）から金銭が支払われること。
- （3） 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- （4） 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、南丹市は責任を負わないこと。
- （5） 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、乙（南丹市）及び林業経営者（林業事業体）の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- （6） 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、乙（南丹市）にその旨を通知しなければならないこと。
- （7） その他経営管理権集積計画の記載事項について。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	南丹市美山町 深見八杉	36番1	300	い	保安林	0.22	スギ	47-120					
2	同上	20	300	は	保安林	0.26	スギ	48					
3	同上	29	300	へ	保安林	2.08	スギ	61-67					
4	同上	同上	同上	同上	同上	1.16	ヒノキ	41-43					
5									以下余白				
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意し、下記の事項について確認しました。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

南丹市長 西村良平

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上)

【確認事項】

- (1) 経営管理権集積計画が定められた後、乙 (南丹市) が選定した林業経営者 (林業事業体) に経営管理実施権が設定され、林業経営者 (林業事業体) が経営管理を実施する可能性があること。
- (2) 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売に要する経費を控除してなお利益がある場合、林業経営者 (林業事業体) から金銭が支払われること。
- (3) 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- (4) 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、南丹市は責任を負わないこと。
- (5) 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、乙 (南丹市) 及び林業経営者 (林業事業体) の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- (6) 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、乙 (南丹市) にその旨を通知しなければならないこと。
- (7) その他経営管理権集積計画の記載事項について。

森林の経営・管理計画書（美山町深見）

1 個別事項

整理番号	深見集003	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		（名称） 南丹市長 西村良平		（所在地） 京都府南丹市園部町小桜町47番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）		（氏名又は名称）		（住所又は所在地）								
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	南丹市美山町深見八杉	32	300	は	保安林	0.44	スギ	68-99	公告の日	10年	別添1	別添2	別添3	
2	同上	21	300	は	保安林	1.19	スギ	58-67	同上	同上	別添1	別添2	別添3	
3	同上	同上	同上	同上	同上	1.79	ヒノキ	31	同上	同上	別添1	別添2	別添3	
4	同上	18番1	300	ほ	保安林	2.66	スギ	44-88	同上	同上	別添1	別添2	別添3	
5	同上	同上	同上	同上	同上	0.36	ヒノキ	44-45	同上	同上	別添1	別添2	別添3	
6	同上	23	300	と	保安林	0.29	スギ	67	同上	同上	別添1	別添2	別添3	
7	同上	24番1	300	と	保安林	1.71	スギ	63-75	同上	同上	別添1	別添2	別添3	
8	同上	25	300	と	保安林	0.64	スギ	65-84	同上	同上	別添1	別添2	別添3	
9	同上	31	300	と	保安林	0.38	スギ	65-67	同上	同上	別添1	別添2	別添3	
10	同上	34	300	と	保安林	0.13	スギ	66-73	同上	同上	別添1	別添2	別添3	
11	同上	35-1~3	300	と	保安林	0.27	スギ	19	同上	同上	別添1	別添2	別添3	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	南丹市美山町 深見八杉	32	300	は	保安林	0.44	スギ	68-99					
2	同上	21	300	は	保安林	1.19	スギ	58-67					
3	同上	同上	同上	同上	同上	1.79	ヒノキ	31					
4	同上	18番1	300	ほ	保安林	2.66	スギ	44-88					
5	同上	同上	同上	同上	同上	0.36	ヒノキ	44-45					
6	同上	23	300	と	保安林	0.29	スギ	67					
7	同上	24番1	300	と	保安林	1.71	スギ	63-75					
8	同上	25	300	と	保安林	0.64	スギ	65-84					
9	同上	31	300	と	保安林	0.38	スギ	65-67					
10	同上	34	300	と	保安林	0.13	スギ	66-73					
11	同上	35-1~3	300	と	保安林	0.27	スギ	19					

この計画に同意し、下記の事項について確認しました。

権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 南丹市長 西村良平

権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） XXXXXXXXXX

- 【確認事項】**
- （1） 経営管理権集積計画が定められた後、乙（南丹市）が選定した林業経営者（林業事業体）に経営管理実施権が設定され、林業経営者（林業事業体）が経営管理を実施する可能性があること。
 - （2） 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売に要する経費を控除してなお利益がある場合、林業経営者（林業事業体）から金銭が支払われること。
 - （3） 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
 - （4） 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、南丹市は責任を負わないこと。
 - （5） 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、乙（南丹市）及び林業経営者（林業事業体）の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
 - （6） 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、乙（南丹市）にその旨を通知しなければならないこと。
 - （7） その他経営管理権集積計画の記載事項について。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	南丹市美山町 深見八杉	28	300	へ	保安林	0.92	スギ	58-108					
2									以下余白				
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意し、下記の事項について確認しました。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

南丹市長 西村良平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

【確認事項】

- (1) 経営管理権集積計画が定められた後、乙（南丹市）が選定した林業経営者（林業事業体）に経営管理実施権が設定され、林業経営者（林業事業体）が経営管理を実施する可能性があること。
- (2) 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売に要する経費を控除してなお利益がある場合、林業経営者（林業事業体）から金銭が支払われること。
- (3) 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- (4) 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、南丹市は責任を負わないこと。
- (5) 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、乙（南丹市）及び林業経営者（林業事業体）の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- (6) 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、乙（南丹市）にその旨を通知しなければならないこと。
- (7) その他経営管理権集積計画の記載事項について。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	南丹市美山町 深見八杉	10番3	300	い	保安林	0.05	スギ	52-65					
2	同上	10番4	300	い	保安林	0.05	スギ	52-65					
3	同上	11	300	い	保安林	0.20	スギ	54					
4	同上	〃	300	い	保安林	0.10	ヒノキ	49					
5	同上	36	300	い	保安林	0.08	スギ	54					
6									以下余白				
7													
8													
9													
10													

この計画に同意し、下記の事項について確認しました。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所（同上）

南丹市長 西村良平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上）

【確認事項】

- （1） 経営管理権集積計画が定められた後、乙（南丹市）が選定した林業経営者（林業事業体）に経営管理実施権が設定され、林業経営者（林業事業体）が経営管理を実施する可能性があること。
- （2） 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売に要する経費を控除してなお利益がある場合、林業経営者（林業事業体）から金銭が支払われること。
- （3） 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- （4） 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、南丹市は責任を負わないこと。
- （5） 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、乙（南丹市）及び林業経営者（林業事業体）の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- （6） 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、乙（南丹市）にその旨を通知しなければならないこと。
- （7） その他経営管理権集積計画の記載事項について。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	南丹市美山町 深見八杉	9	300	ろ	保安林	0.54	スギ	73					
2	同上	30	300	と	保安林	1.02	スギ	53-67					
3									以下余白				
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意し、下記の事項について確認しました。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所（同上）

南丹市長 西村良平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上）

【確認事項】

- （1） 経営管理権集積計画が定められた後、乙（南丹市）が選定した林業経営者（林業事業体）に経営管理実施権が設定され、林業経営者（林業事業体）が経営管理を実施する可能性があること。
- （2） 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売に要する経費を控除してなお利益がある場合、林業経営者（林業事業体）から金銭が支払われること。
- （3） 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- （4） 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、南丹市は責任を負わないこと。
- （5） 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、乙（南丹市）及び林業経営者（林業事業体）の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- （6） 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、乙（南丹市）にその旨を通知しなければならないこと。
- （7） その他経営管理権集積計画の記載事項について。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	南丹市美山町 深見八杉	19	300	は	保安林	0.45	スギ	69-93					
2									以下余白				
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意し、下記の事項について確認しました。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

南丹市長 西村良平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

【確認事項】

- (1) 経営管理権集積計画が定められた後、乙（南丹市）が選定した林業経営者（林業事業体）に経営管理実施権が設定され、林業経営者（林業事業体）が経営管理を実施する可能性があること。
- (2) 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売に要する経費を控除してなお利益がある場合、林業経営者（林業事業体）から金銭が支払われること。
- (3) 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- (4) 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、南丹市は責任を負わないこと。
- (5) 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、乙（南丹市）及び林業経営者（林業事業体）の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- (6) 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、乙（南丹市）にその旨を通知しなければならないこと。
- (7) その他経営管理権集積計画の記載事項について。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	南丹市美山町 深見八杉	17	300	ろ	保安林	0.52	スギ	42					
2	同上	同上	同上	同上	同上	1.00	ヒノキ	42-98					
3									以下余白				
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意し、下記の事項について確認しました。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所（同上）

南丹市長 西村良平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上）

【確認事項】

- (1) 経営管理権集積計画が定められた後、乙（南丹市）が選定した林業経営者（林業事業体）に経営管理実施権が設定され、林業経営者（林業事業体）が経営管理を実施する可能性があること。
- (2) 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売に要する経費を控除してなお利益がある場合、林業経営者（林業事業体）から金銭が支払われること。
- (3) 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- (4) 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、南丹市は責任を負わないこと。
- (5) 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、乙（南丹市）及び林業経営者（林業事業体）の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- (6) 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、乙（南丹市）にその旨を通知しなければならないこと。
- (7) その他経営管理権集積計画の記載事項について。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	南丹市美山町 深見八杉	22	300	に	保安林	2.72	スギ	55-68					
2									以下余白				
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意し、下記の事項について確認しました。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所（同上）

南丹市長 西村良平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上）

【確認事項】

- (1) 経営管理権集積計画が定められた後、乙（南丹市）が選定した林業経営者（林業事業体）に経営管理実施権が設定され、林業経営者（林業事業体）が経営管理を実施する可能性があること。
- (2) 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売に要する経費を控除してなお利益がある場合、林業経営者（林業事業体）から金銭が支払われること。
- (3) 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- (4) 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、南丹市は責任を負わないこと。
- (5) 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、乙（南丹市）及び林業経営者（林業事業体）の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- (6) 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、乙（南丹市）にその旨を通知しなければならないこと。
- (7) その他経営管理権集積計画の記載事項について。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙（南丹市）は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の間伐（利用または伐り捨て）及び搬出木材の販売（以下「間伐等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から間伐等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲（森林所有者）に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙（南丹市）は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者（林業事業体）」という。）は甲（森林所有者）に善管注意義務を負い、甲（森林所有者）は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者（林業事業体）に対して義務の履行を求めることができる。また、乙（南丹市）はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者（林業事業体）に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲（森林所有者）に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙（南丹市）に経営管理権が、甲（森林所有者）に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙（南丹市）に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲（森林所有者）は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

- ① 乙（南丹市）は、甲（森林所有者）が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲（森林所有者）が偽りその他不正な手段により乙（南丹市）に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲（森林所有者）が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙（南丹市）は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（９）、（１０）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲（森林所有者）は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙（南丹市）の同意を得るものとする。
- ④ 甲（森林所有者）及び乙（南丹市）は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙（南丹市）は、（１）、（９）、（１５）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙（南丹市）以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙（南丹市）以外の者に使用させることができる。
- ② 乙（南丹市）は、（１）、（９）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙

(南丹市)以外の者に設置させることができる。この場合において、乙(南丹市)は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

- ③ 乙(南丹市)は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲(森林所有者)への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙(南丹市)が(経営管理実施権が設定される場合には経営管理実施権者(林業事業体)が)甲(森林所有者)に対して販売収益、間伐等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙(南丹市)が復旧を行うこととし、復旧内容は甲(森林所有者)と乙(南丹市)の協議により定める。
- ② 乙(南丹市)は、乙(南丹市)の費用負担において甲(森林所有者)を被保険者として当該森林の全部又は一部に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲(森林所有者)はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙(南丹市)がこれを行うものとする。
- ③ 乙(南丹市)が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲(森林所有者)に支払われる保険金があるときには、甲(森林所有者)は当該保険金の請求及び受領を乙(南丹市)に委任するものとし、乙(南丹市)が当該保険金を復旧の用に供するため、甲(森林所有者)は当該保険金全額を乙(南丹市)に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者(林業事業体)が復旧を行うこととし、復旧内容は甲(森林所有者)と経営管理実施権者(林業事業体)の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者(林業事業体)は、経営管理実施権者(林業事業体)の費用負担において甲(森林所有者)を被保険者として当

該森林の全部又は一部に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲（森林所有者）はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者（林業事業体）がこれを行うものとする。

- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲（森林所有者）に支払われる保険金がある場合、甲（森林所有者）は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者（林業事業体）に委任するものとし、経営管理実施権者（林業事業体）が当該保険金を復旧の用に供するため、甲（森林所有者）は当該保険金全額を経営管理実施権者（林業事業体）に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙（南丹市）は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙（南丹市）は、乙（南丹市）の責めに帰すべき事由によって甲（森林所有者）に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙（南丹市）の責めに帰すことのできない事由によって甲（森林所有者）に不利益が生じたときは、乙（南丹市）は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲（森林所有者）と乙（南丹市）との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲（森林所有者）に帰属するものとする。

(14) 甲（森林所有者）の通知及び届出

- ① 甲（森林所有者）は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙（南丹市）にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲（森林所有者）及び甲（森林所有者）の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲（森林所有者）が住所又は名称を変更した場合、甲（森林所有者）が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙（南丹市）に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙（南丹市）は、甲（森林所有者）から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲（森林所有者）の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙（南丹市）が選定した民間事業者（林業事業体）に当該森林の経営管理実施権を、甲（森林所有者）及び乙（南丹市）に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者（林業事業体）が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲（森林所有者）は経営管理実施権者（林業事業体）に義務履行を求めることができる。なお、乙（南丹市）は、経営管理実施権者（林業事業体）に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う
- ③ 甲（森林所有者）が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者（林業事業体）から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙（南丹市）から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲（森林所有者）、乙（南丹市）が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

<経営管理実施権が設定される場合>

- 経営管理実施権者（林業事業体）が間伐（1回ないし2回）、搬出木材の販売の全部又は一部を実施するものとし、その方法（利用間伐か伐捨間伐か作業道開設等）及び対象とする林分は乙（南丹市）及び経営管理実施権者（林業事業体）で協議して決めるものとする。
- この際の基本的な方針としては以下のとおりとする。
 - ①スギ、ヒノキ人工林の間伐を主体として経営管理を実施する。
 - ②既存の林道、作業道を利用し、または新たに作業道を開設することにより対象森林内の人工林について、可能な限り広く利用間伐を実施する。
 - ③搬出間伐ができない箇所においても可能な限り伐り捨て間伐を行う。
 - ④将来の経済林化が見込まれない場合、針広混交林化をめざす施業を検討する。

<経営管理実施権が設定されない場合>

- 乙（南丹市）は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、将来経済林としての経営を期待できない箇所については、針広混交林化をめざすこととし、森林の公益的機能の発揮に配慮した施業を検討するものとする。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲（森林所有者）に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

<経営管理実施権が設定される場合>

- （1. 甲（森林所有者）に支払われるべき金銭の額の算定方法）
 - 間伐について甲（森林所有者）に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙（南丹市）が算定した額を控除した額とする。
- （2. 木材の販売収益の額の算定方法）
 - 間伐に伴い搬出した木材の販売収益については、個々の所有者ごとに実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
- （3. 間伐等に要する経費の算定方法）
 - 乙（南丹市）が算定する間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費並びに森林保険の保険料については、施業実施後、経営管理実施権者（林業事業体）が個々の所有者ごとに算定する経費とする。ただし、その総額は、経営管理実施権者（林業事業体）が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙（南丹市）に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費総額の見積額を上限とする。

<経営管理実施権が設定されない場合>

- （1. 甲（森林所有者）に支払われるべき金銭の額の算定方法）
 - 経営管理権に基づき乙（南丹市）が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙（南丹市）のものとする。
- （2. 留意事項）
 - 乙（南丹市）が経営管理を行うために要した経費は乙（南丹市）が負担するものとする。

別添3 甲（森林所有者）にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<経営管理実施権が設定される場合>

<時期>

- 経営管理実施権者（林業事業体）から甲（森林所有者）にDの支払については、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
（支払先） 甲（森林所有者）の指定する口座

<経営管理実施権が設定されない場合>

<時期>

- 乙（南丹市）から甲（森林所有者）に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙（南丹市）から甲（森林所有者）に対して金銭の支払は行わない。